

第3回 岡山県最低賃金専門部会

議 事 要 旨

1 日 時

令和2年8月3日（月曜日） 午後3時00分～

2 場 所

岡山市北区桑田町1-36

岡山地方合同庁舎 3階会議室

3 出席者

公益代表委員 : 3人

労働者代表委員 : 3人

使用者代表委員 : 3人

4 審議事項

(1) 岡山県最低賃金額審議

5 議事要旨

(1) 岡山県最低賃金額について、労使双方の委員から以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

前回14円を提示したが、前回提示額より1円減額の13円を提示する。

前回の14円については833円に春季生活闘争賃上げ率1.66%を乗じた金額14円を提示したが、この1.66%というのは岡山県内全体の数字である。300人以下の事業所では1.6%となることから833円に1.6%を乗じた13円を提示する。

【使用者側の意見要旨】

前回と同じく据置き、凍結を提示する。

現下の経済、雇用情勢、企業の経営を見ると先行き不透明であり、最賃を引き上げられる状況ではない。政府は2020年度の実質GDP成長率をマイナス4.5%と試算しており、この落ち込みはリーマンショックをはるかに超えている。政府はコロナ禍の事情を考慮し、中央最低賃金審議会の目安も例年とは異なっている。

(2) 部会長より労使での話し合い、再検討の提案があったところ、労側のみが個別に検討し、岡山県最低賃金額について、労側委員から以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

他局の結審状況も見て、先ほど改めて検討した結果である 8 円を提示する。

改めて 2020 春季生活闘争の結審結果を引用し、業種ごと、その中でも 300 人以下で集計し、とりわけ本当に厳しいところで、かつ、300 人未満の賃上げ率が 1.0%であった。この賃上げ率を 833 円に乗じると 8 円となる。この金額については小規模事業者にも配慮した数字であると考えている。

(3) 部会長から労側の意見を使側に伝え、労使にさらなる審議が可能か確認したところ、双方とも新たな金額が提示できず、次回引き続き審議することとなった。

6 配付資料 なし